

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 6 月 21 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 2 号

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年寒川町規則第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 4 号を次のように改める。

(4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

第 9 条を次のように改める。

第 9 条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(第 6 号様式。以下「借用書」という。)(保証人を立てる場合は保証人の連署した借用書)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)(保証人を立てる場合は借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて、町長に提出しなければならない。

第 3 号様式中「年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に、「重度障害者」を「重度障がい者」に、「寒川町長様」を「(宛先)寒川町長」に改める。

第 4 号様式中「年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に、「年 3 パーセント」を「零・年 1 パーセント」に、「あなたと保証人の印鑑証明書各一通」を「あなたの印鑑証明書一通、保証人を立てた場合はあなたと保証人の印鑑証明書各一通」に改める。

第 6 号様式中「年 3 パーセント」を「零・年 1 パーセント」に、「年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に改める。

第 7 号様式中「寒川町長様」を「(宛先)寒川町長」に改める。

第 8 号様式中「寒川町長様」を「(宛先)寒川町長」に、「年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に改める。

第 11 号様式中「寒川町長様」を「(宛先)寒川町長」に改める。

第 14 号様式中「年賦」を「年賦・半年賦・月賦」に、「寒川町長様」を「(宛先)寒川町長」に改める。

第 15 号様式及び第 16 号様式中「10.75%」を「5%」に改める。

第 17 号様式中「寒川町長様」を「(宛先)寒川町長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第 6 条及び第 9 条の規定は、平成 31 年 4 月 1 日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。